

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年12月18日認可した。

平成24年12月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）赤坂新池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一宮池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）林左衛門池地区
香川県内場池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）平松地区